提 出 書 類 等 一 覧

競争入札参加資格審査申請書の他に、次に掲げる書類を提出してください。
なお、提出を受けた書類は返却いたしません。

【提出期限】令和８年３月25日（水曜日）

	区　　分	法人	個人	中小組合	摘　　要
1	登記事項証明書（現在事項全部証明書） （写し可）	◎		◎	法務局の発行するもの 申請受付時前３か月以内に発行されたもの
2	定款又は寄附行為（写し）	○		◎	中小企業組合等の場合 会社以外の法人の場合
3	貸借対照表（写し）	○			合名会社、合資会社の場合 会社以外の法人の場合
4	身分証明書 （写し可）		◎		市区町村長の発行するもの 申請受付時前３か月以内に発行されたもの
5	道税（道が賦課徴収するものに限る）に滞納がないことの証明書 （写し可）	◎	◎	◎	各総合振興局（振興局）税務課（納税課）又は道税事務所の発行するもの 申請受付時前３か月以内に発行されたもの
6	本店が所在する都府県の事業税に滞納がないことの証明書 （写し可）	○	○	○	道税の納税義務がない場合 申請受付時前３か月以内に発行されたもの ※本店が道外で道内に支店等がある場合について 本店が道外であっても、道内に支店等を置いている等の理由で北海道に納税義務がある場合は「道税に滞納がないことの証明書」を提出してください。この場合、本店に係る「本店が所在する都府県の事業税に滞納がないことの証明書」については提出不要です。
	本店が駐在する都府県の事業税の納税が猶予されていることを示す書類の写し				各都道府県が発行する納税猶予許可通知書 申請時点において猶予期限を越えないもの
7	消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書 （写し可）	◎	◎	◎	税務署の発行するもの 申請受付時前３か月以内に発行されたもの 国税通則法施行規則別紙９号書式その３の２（個人用）又はその３の３（法人用）
	納税の猶予許可通知書の写し				申請時点において猶予期限を越えないもの
8	健康保険・厚生年金保険の届出義務を履行している事実を証する書類（写し）	◎	◎	◎	①納入告知書 ②資格取得確認書及び標準報酬月額決定通知書 ③適用通知書 ①②③など加入状況が確認できる書類のいずれか一つ
9	雇用保険の届出義務を履行している事実を証する書類（写し）	◎	◎	◎	①保険関係成立届 ②領収済通知書 ③概算・確定保険料申告書（控） ①②③など加入状況が確認できる書類のいずれか一つ
10	社会保険及び雇用保険の届出義務のないことを証する書類	○	○	○	社会保険等適用除外申出書（例示様式１） ※健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入義務のない場合に提出すること
11	暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止	◎	◎	◎	暴力団員等に該当しない者であること等の誓約書（例

	等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員。（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第２号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であることを証する書類				示様式２） ※申請手続を申請者本人が行うときで、申請書において申請者が誓約書の内容を誓約した場合は、誓約書の提出を要しない。
12	北海道内に事業所を有することを証する書類	◎	◎	◎	事業所に係る申出書（例示様式３）
13	道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者であることを証する書類	◎	◎	◎	誓約書（例示様式４）
14	次の各号のいずれかに該当していないこと。 ア　道路交通法の規定に基づく講習に関する規則（平成元年北海道公安委員会規則第９号）第61条第１項の規定により委託契約を解除され、その解除の日から起算して２年を経過しない者。 イ　その役員のうち自動車等の運転に関し自動車運転死傷行為処罰法第２条から第６条までの罪又は法に規定する罪を犯し拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して２年経過しない者があるもの。	◎	◎	◎	誓約書（例示様式５）
15	次の各号に掲げる要件を備えた者を講習において指導に当たる者として配置できることを証する書類 ア　道路交通法の規定に基づく講習に関する規則（平成元年北海道公安委員会規則第９号）第８条第１項各号に該当する者であること。 イ　道路交通法（昭和35年法律第105号）第３条に規定する普通自動車を運転することができる公安委員会の運転免許を受けている者であること。	◎	◎	◎	入札参加資格の申請の日において、講習の指導に当たる者として配置される予定者の履歴書（例示様式６）
16	次の各号に掲げる要件を備えていることを証する書類 ア　個人情報の保護に関する内部規定（就業規則等で規定している場合も含む。）が策定されていること。 イ　個人情報の保護に関する教育（研修）を実施していること。	◎	◎	◎	個人情報の保護に関する方策等申出書（例示様式７）
17	その他警察本部長が必要と認める書類				必要に応じ申請内容を確認するために、他の書類の提出を求める場合があります。

（注）１　◎印は、必ず提出しなければならない書類です。
　　　２　○印は、該当するときに提出する書類です。